

## JOC認定競技別強化センター支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、JOC認定競技別強化センター支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、境港公共マリーナ、倉吉体育文化会館及び米子艇庫が公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）のJOC認定競技別強化センターに認定されたことに伴い、セーリング競技、スポーツクライミング競技及びローイング競技の世界大会及び全国大会等の開催、並びに国内外のトップアスリートの合宿誘致等に必要な機能や利便性を向上させるための環境整備を行うことを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、JOC認定競技別強化センターとしての環境整備に必要な別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う公益財団法人鳥取県スポーツ協会及び鳥取県セーリング連盟に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下、「補助率」という）を乗じて得た額から補助事業に伴う財産運用収入その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額の範囲内において、知事が別に定める額とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業着手の14日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
  - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入

控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第4欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月11日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

なお、補助対象経費は、県が認めるものに限り4月1日以降のものを対象とする。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 重要な変更
<p>公益財団法人鳥取県スポーツ協会による体育指導員(コーチングスタッフ)の配置及び当該体育指導員が行うJOC認定競技別強化センターとして合宿等を誘致する活動、並びに合宿受入機能の向上に資する活動</p>	<p>セーリング競技、スポーツクライミング競技及びローイング競技の本県選手及びJOCの強化合宿等に参加する選手の競技力向上のために配置される職員人件費並びにJOCの強化合宿等を境港公共マリーナ、倉吉体育文化会館及び米子艇庫で実施するための誘致活動に要する、報償費、旅費、消耗品費、委託費（県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と県が認める場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料、食糧費、通信運搬費、印刷製本費、その他補助事業に要する経費</p> <p>※人件費とは、給料、職員手当、福利厚生費及び退職給与積立金をいう。</p> <p>JOC認定競技別強化センターとしての機能充実等に係る経費（報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料）</p>	<p>10/10</p>	<p>(1)本補助金の増額を伴う変更</p> <p>(2)補助対象経費の総額の20%を超える変更</p> <p>(3)第1欄に掲げる各事業の間における補助対象経費の流用のうち、流用先の経費が10%を超える増となるもの</p>
<p>鳥取県セーリング連盟による境港公共マリーナのJOC認定競技別強化センターとしての施設機能の向上及び境港公共マリーナでの大会・合宿の開催誘致に資する活動</p>	<p>チャーター艇（本補助金により整備したのものに限る）の用品に係る経費（備品購入費、消耗品費）</p> <p>JOC認定競技別強化センターとしての機能充実等に係る経費（備品購入費、消耗品費）</p> <p>境港公共マリーナの新艇庫の利用に係る経費（賃貸借料）</p> <p>境港公共マリーナで開催する大会及び合宿に係る経費並びに境港公共マリーナへの大会誘致及び合宿誘致に係る広報経費（報償費、旅費、消耗品費、委託費（県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と県が認める場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料、食糧費、通信運搬費、印刷製本費、その他補助事業に要する経費）</p>		

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度JOC認定競技別強化センター環境整備費計画（報告）書

1 事業費の内訳

（単位：円）

区 分	事業費	事業費内訳	財源内容		事業計画（実績）
			県補助金	自己財源	

2 他の補助金の活用の有無（有・無）

他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

3 消費税の取り扱い（一般課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者）

4 その他

今後、当該備品に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度JOC認定競技別強化センター環境整備費収支予算（決算）書

1 収入

項目	予算額	(決算額)	(増減)	摘要
	円	円	円	
合計				

※収入の内容を具体的に記載すること。

2 支出

項目	予算額	(決算額)	(増減)	摘要
	円	円	円	
合計				

様

職 氏 名

印

年度 J O C 認定競技別強化センター支援補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった J O C 認定競技別強化センター支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年 4 月鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、J O C 認定競技別強化センター支援補助金第 3 条第 2 項及び第 5 条第 3 項の規定を適用して算定した額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の実績額を控除した額と前記 2 の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職 氏 名



年度 J O C 認定競技別強化センター支援補助金仕入控除税額確定報告書

J O C 認定競技別強化センター支援補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
  - (1) 補助金の確定額 金 円
  - (2) 補助対象経費の額 金 円  
(平成 年 月 日付第.....号による通知額)
  
- 2 実績報告控除税額  
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)  
金 円
  
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
  
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2 > 0 の場合)  
(3 - 2) × 1の(1) / 1の(2) 金 円  
(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(注) 申請者が氏名を自書する場合には、押印を省略することができる。